

平成24年10月31日

株式会社 システム21 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画期間

平成24年11月1日 ～ 平成27年10月31日

2. 内 容

【 目 標 1 】

平成27年10月31日までの3年間で、子供の夏休み等長期休暇時や、学校行事等への参加、または育児や介護を行う配偶者の負担軽減のために、年次有給休暇、子の看護休暇、及び家族の介護休暇とは別に年間5日（予定）を限度として、有給休暇を取得することができる制度を確立する。

（目標を達成するための対策）

- ① 平成24年11月1日～平成25年10月31日の1年間
社員への現状の周知と新制度の情報や資料収集に努める。
- ② 平成25年11月1日～平成26年10月31日の1年間
新しい制度の概略を定め、社員等の意見の聴衆と制度の周知を行う。
- ③ 平成26年11月1日～平成27年10月1日の1年間
概略で定めた制度を試験的に実施し、改善点や効果を検証し、改善が必要であれば改善する。また併せて就業規則の改定を行う。
- ④ 平成27年11月1日より
制度を確立し、恒久的に実施する。

（制度の対象範囲）

中学校就学前の乳児、幼児、または児童を養育する従業員、および家族の介護を行う従業員、または配偶者たる家族が養育し、介護を行う従業員。